○国税庁所定分析法(昭和36年国税庁訓令第1号)・新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改正後	(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。 改正前
○国税庁所定分析法	○国税庁所定分析法
(省略)	(同左)
総則	総則
1 (省略)	1 (同左)
2 (中略) (1) 使用する試験方法を別途指定した場合 (2) この分析法に規定されていない物件又は項目について試験の必要が生じた場合 (3) やむを得ない理由でこの分析法が適用できない場合 この場合においては鑑定書、分析書等にその試験方法の出典及び方法の概要を記載し、特に(3)に掲げる場合に該当するときは、この分析法が適用できない理由を併せて明記するものとする。	2 (同左)
3 (省略)	3 (同左)
4 (省略)	4 (同左)
5 この分析法で規定していないガスクロマトグラフ分析法、高速液体ク	5 この分析法で規定していないガスクロマトグラフ分析法、高速液体ク

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
ロマトグラフ分析法、原子吸光分析法及びその他分析法に関する一般的	ロマトグラフ分析法、原子吸光分析法及びその他分析法に関する一般的
事項については、それぞれ JIS K 0114 (ガスクロマトグラフ <u>ィー</u> 通則)、	事項については、それぞれ JIS K 0114 (ガスクロマトグラフ <u>分析</u> 通則)、
JIS K 0124 (高速液体クロマトグラフィー通則)、JIS K 0121 (原子吸	JIS K 0124 (高速液体クロマトグラフィー <u>分析</u> 通則)、JIS K 0121 (原
光分析通則)及びその他該当する JIS 分析通則に準じる。	子吸光分析通則)及びその他該当する JIS 分析通則に準じる。
(中略)	(同左)
231 酒類保存のため酒類に混和することができる物品	231 酒類保存のため酒類に混和することができる物品
清 澄	清 澄
柿タンニン(粉末のもの)及びタンニン酸を添加した柿タンニン(粉末の	柿タンニン(粉末のもの)及びタンニン酸を添加した柿タンニン(粉末の
もの)	もの)
231-1 (省略)	231-1 (同左)
231-2 力価(コロイド滴定法)	231-2 力価(コロイド滴定法)
231-2-1 試薬	231-2-1 試薬
28%アンモニア水 <u>(特級)</u>	28%アンモニア水
(中略)	(同左)
231-2-2 試験操作	231-2-2 試験操作

改正後

検体約 10 g を精ひょうし、水に溶かして 100 ml とする。この 1 ml に水を加えて 250 ml としてその 20 ml をとり、これに N/200 メチルグリコールキトサン<u>溶液</u> 5 ml とトルイジンブルー指示薬 1 滴を加え、28%アンモニア水 3 ml を加えて pH を 12.2 に調整した後、余分のメチルグリコールキトサンを N/400 ポリビニル硫酸カリウム溶液で逆滴定する。

滴定の終点は指示薬の色が青色から赤紫色に変わった点とする。

空試験との差を a ml とする。

検体1gあたりの力価は次式による。

力価
$$=a \times \frac{250}{$$
精ひょうした検体 (g)

- (注)1 検体の濃度が高すぎる場合には適宜希釈して測定する。
 - 2 N/400 ポリビニル硫酸カリウムとして「N/400 PVSK 溶液」 を用いる場合は、力価の計算値に 1.08 を乗じて補正する。

231-3 鉄溶出

231-3-1 試薬

硝酸(特級)

過塩素酸(特級)

N/2 塩酸

濃塩酸(特級)4.5 ml に水を加えて100ml とする。

鉄標準溶液(原子吸光用)

改正前

検体約 10 g を精ひょうし、水に溶かして 100 m0 とする。この 1 m0に水を加えて 250 m0としてその 20 m0 をとり、これに N/200 メ チルグリコールキトサン 5 m0 とトルイジンブルー指示薬 1 滴を加え、28%アンモニア水 3 m0 を加えて pH を 12.2 に調整した後、余分のメチルグリコールキトサンを N/400 ポリビニル硫酸カリウム溶液で逆滴定する。

滴定の終点は指示薬の色が青色から赤紫色に変わった点とする。

空試験との差を a ml とする。

検体1gあたりの力価は次式による。

(注) 検体の濃度が高すぎる場合には適宜希釈して測定する。

231-3 鉄溶出

231-3-1 試薬

硝酸(特級)

過塩素酸(特級)

N/2 塩酸

濃塩酸(特級)4.4 ml に水を加えて100ml とする。

鉄標準溶液(原子吸光用)

改正後

231-3-2 試験操作

231-1 によるおり下げ試験終了後の酒類 10 m0 を 50 m<u>0</u>容ケルダール分解びんにとり、濃縮し乾固寸前とした後硝酸 5 m0 を加え、加熱分解する。未分解のときは更に硝酸を添加する。分解が進んだ時点で硝酸-過塩素酸(1:1)混液 2 m0 を加え、加熱を続ける。

分解液を無色透明とした後、直火でできるだけ過塩素酸を除去し、残留物に N/2 塩酸を加え可溶物を完全に溶かし、一定量として原子吸光測定用分解液とする。

おり下げ試験前の酒類についても同様にして分解液を得る。

これを JIS K 0102 (工場排水試験方法) の 57.2 に倣い原子吸 光光度計を用いて定量する。<u>試料中の鉄含有量 (mg/0) は、鉄標</u> 準溶液を用いた検量線から定量する。

試験酒類中の鉄含有量を $a(mg/\ell)$ 、おり下げ試験前の酒類中の 鉄含有量を $b(mg/\ell)$ とすれば、鉄溶出量は次式で求めることがで きる。

鉄溶出量 $(mg/\ell) = a - b$

231-4 鉛

231-4-1 試薬

塩酸試液

塩酸(特級)25 ml に水を加えて100 ml とする。

硫酸(特級)

硫酸試液

水81 ml に硫酸25 ml をかき混ぜながら徐々に加える。

231-1 によるおり下げ試験終了後の酒類 10 m0 を 50 m1 容ケルダール分解びんにとり、濃縮し乾固寸前とした後硝酸 5 m0 を加え、加熱分解する。未分解のときは更に硝酸を添加する。分解が進んだ時点で硝酸-過塩素酸(1:1)混液 2 m0 を加え、加熱を続ける。

改正前

分解液を無色透明とした後、直火でできるだけ過塩素酸を除去し、残留物に N/2 塩酸を加え可溶物を完全に溶かし、一定量として原子吸光測定用分解液とする。

おり下げ試験前の酒類についても同様にして分解液を得る。

これを JIS K 0102 (工場排水試験方法) の 57.2 に倣い原子吸 光光度計を用いて定量する。

試験酒類中の鉄含有量を $a(mg/\ell)$ 、おり下げ試験前の酒類中の 鉄含有量を $b(mg/\ell)$ とすれば、鉄溶出量は次式で求めることがで きる。

鉄溶出量 $(mg/\ell) = a - b$

231-4 鉛

231-4-1 試薬

過塩素酸(特級)

N/2 塩酸

231-3-1 による。

	(注)ト線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
硝酸(特級)	
<u>稍酸 (10%)</u>	
<u>硝酸 10 m0 に水を加えて 100 m0 とする。</u>	
硝酸試液	
<u>硝酸 1 m0 に水を加えて 100 m0 とする。</u>	
<u>鉛標準原液</u>	
<u>硝酸鉛(Ⅱ)(特級)0.160 g を硝酸試液(10%)10 m0 に溶かし、水</u>	
を加えて正確に 1,000 ml とする。この液の調製及び保存には可溶	
性鉛(Ⅱ)塩を含まないガラス器具を用いる。	
計量法に規定する標準液(鉛(Pb)の濃度 1,000 mg/0 又は 100_	
mg/0)を、1 m0 に鉛 (Pb) 0.1 mg を含むよう、水で正確に希釈し	
<u>たものを用いてもよい。</u>	
鉛標準溶液	鉛標準溶液 <u>(原子吸光用)</u>
<u>鉛標準原液 1 ml を正確に量り、硝酸試液を加えて正確に 100 ml</u>	
とする。この鉛標準溶液には、1 m0 当たり Pb 1μg を含む。用時	
<u>調製する。</u>	
231-4-2 試験操作	231-4-2 試験操作
検体約4 gを精ひょうし、白金製、石英製若しくは磁製のるつぼ	検体 2~3 g を精ひょうし、ケルダール分解びんにとり、231-3-2
又は石英製のビーカーに入れ、穏やかに加熱して蒸発乾固させた	により加熱分解する。原子吸光光度計により分解液の鉛中空陰極
後、硫酸試液を加えて試料全体を潤した後、徐々に温度を上げ、	ランプ 283.3 nm の吸光度を求め、標準溶液を用いて作成した検量
試料が炭化し、硫酸の白煙が発生しなくなるまで加熱する。必要	線から分解液中の鉛含有量を求め、検体中の鉛含有量(mg/kg)に換
があれば硫酸試液を更に加え、試料がほとんど炭化するまで加熱	<u>算する。</u>
<u>する。</u>	

なお、液体試料及び炭化しにくい試料等の場合には、硫酸試液

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
の代わりに硫酸を用いてもよい。また、試料が水溶液の場合には、	
穏やかに加熱して蒸発乾固させた後に硫酸を加えて炭化してもよ	
<u>v.</u>	
試料が炭化した後、容器に緩くふたをして電気炉に入れ、徐々	
に温度を上げて450~600℃で強熱して灰化する。炭化物が残る場	
合は、必要があればガラス棒で砕き、硫酸試液1 m0及び硝酸1 m0	
で潤し、白煙が発生しなくなるまで加熱した後、電気炉で強熱し	
て完全に灰化する。残留物に塩酸試液10 m0を加え、水浴上で加熱	
して蒸発乾固する。その残留物に少量の硝酸試液を加え、加温し	
て溶かし、冷却後、更に硝酸試液を加えて正確に10 m0とした後、	
原子吸光光度計により、吸光度を測定する。試料中の鉛量 (μg/g)	
は、鉛標準溶液を用いた検量線から定量する。	
231-5 ヒ 素	231-5 ヒ 素
食品添加物公定書装置 B の方法による。 <u>ただし、検液の調製は、第</u>	食品添加物公定書装置 B の方法による。
<u>4 法による。</u>	
231-6 (省略)	231-6 (同左)
柿タンニン(液状のもの)及びタンニン酸を添加した柿タンニン(液状の	柿タンニン(液状のもの)及びタンニン酸を添加した柿タンニン(液状の
もの)	もの)
231-7 (省略)	231-7 (同左)

改正後 改正前 231-8 (省略) 231 - 8(同左) 231-9 力 231-9 カ 231-9-1 (省略) 231-9-1 (同左) 231-9-2 試験操作 231-9-2 試験操作 検体 5 mlを水に溶かして 100mlとする。そのうち 10 ml をとり 検体 5 mlを水に溶かして 100mlとする。そのうち 10 ml をとり 水で 250 ml とする。その 20 ml をとり、231-2-2 により測定し、 水で 250 ml とする。その 20 ml をとり、231-2-2 により測定し、 空試験との差を a ml とする。 空試験との差を a ml とする。 検体1 mlあたりの力価は次式による。 検体1 mlあたりの力価は次式による。 力価=a×25 力価=a×25 (注) N/400 ポリビニル硫酸カリウムとして「N/400 PVSK 溶液」 (新設) を用いる場合は、力価の計算値に1.08を乗じて補正する。 231-10 タンニン酸量 231-10 タンニン酸量 231-10-1 (省略) 231-10-1 (同左) 231-10-2 試験操作 231-10-2 試験操作 検体を水で2,000 倍に希釈し、この5 ml を試験管にとり、酢酸 検体を水で1,000倍に希釈し、この5mlを試験管にとり、酢酸 アンモニウム緩衝液 5 ml を加えてよく攪拌する。これに酒石酸鉄 アンモニウム緩衝液 5 ml を加えてよく攪拌する。これに酒石酸鉄 溶液 1 ml を加えて攪拌し、生ずる呈色を 530 nm で測定する。 溶液 1 ml を加えて攪拌し、生ずる呈色を 530 nm で測定する。 タンニン酸標準溶液を用いて作成した検量線からタンニン酸量 あらかじめ作成した検量線からタンニン酸量を求める。 タンニン酸量は、ここで得られたタンニン酸量に希釈倍率を乗 を求める。

じて算出する。

タンニン酸量は、ここで得られたタンニン酸量に希釈倍率を乗

じて算出する。

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
231-11 (省略)	231-11 (同左)
231-12 鉛 231-4 による。 <u>ただし、検体約8gを精ひょうして試験を行う。</u>	231-12 鉛 231-4 による。
231-13 (省略)	231-13 (同左)
231-14 (省略)	231-14 (同左)
不溶性物を添加した柿タンニン	(新設)
231-15 清澄効果 231-1 による。	
231-16 力 価 231-16-1 試薬 231-2-1 による。	_(新設)_
231-16-2 試験操作 試料約5gを精ひょうし、水を加えて正確に200 m0 とする。この溶液4 m0 を正確に量り、水を加えて正確に250 m0 とし、そこ	
から 20 ml を正確に量り、231-9-2 により試験を行う。	

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
231-17 鉄 溶 出	<u>(新設)</u>
<u>231-3 による。</u>	
231-18 鉛	<u>(新設)</u>
231-18-1 試薬	
<u>塩酸試液</u>	
塩酸(特級)25 m0に水を加えて100 m0とする。	
硫酸(特級)	
硝酸(特級)	
<u>鉛標準溶液</u>	
<u>231-4-1 による。</u>	
<u>クエン酸水素二アンモニウム試液</u>	
クエン酸水素二アンモニウム(特級)50 g に水を加えて溶かし	<u></u>
<u>100 mlとする。</u>	
アンモニア水 (特級)	
ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム試液	
ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム(原子吸光分	<u>^析</u>
<u>用)3 gに水を加えて溶かし、100 m0とする。</u>	
酢酸ブチル(特級)	
231-18-2 試験操作	
検体約 10 g を精ひょうし、ケルダールフラスコ(50 m0容)に	<u>:入</u>
れ、硝酸 10 m0及び硫酸 5 m0を加えて赤褐色の煙がほとんど発	<u> </u>
しなくなるまで加熱する。冷却後、硝酸 2 m0を追加して、液が	<u>透透</u>
明になり濃厚な白煙が発生するまで加熱する。	

改正後 改正前 加熱中に内容物が黒化する場合には、硝酸2 ml ずつ追加して加 熱を続ける。冷却後、塩酸試液 10 mlを加えて、容器を時計皿等 で覆い、沈殿が溶けるまで加熱する。必要があれば塩酸試液を更 に加える。冷却後、クエン酸水素二アンモニウム試液 10 mlを加 えた後、アンモニア水を加えて pH 8~9 に調整する。この液を分 液漏斗又は遠心管に移し、灰化容器を少量の水又は温水で洗い、 洗液を合わせる。沈殿が生じる場合には、更に水を加え約100 ml とする。ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム試液 5 mlを 加えて5分間放置し、酢酸ブチル 10 mlを正確に加えて5分間振 とうした後、放置又は遠心分離する。酢酸ブチル層をとり、原子 吸光光度計により吸光度を測定する。試料中の鉛量(µg/g)は、 鉛標準溶液を用いた検量線から定量する。 231-19 ヒ 素 (新設) 231-5 による。 231-20 火 落 菌 (新設) 231-6による。 タンパク質を主成分とするもの タンパク質を主成分とするもの 231-21 (省略) 231-15 (同左)

改正後

231-22 全 室 素

231-22-1 試薬

分解用触媒

硫酸銅と硫酸カリウムを重量比 1:9 で混ぜ荒く砕く。

濃硫酸

水酸化ナトリウム飽和溶液

N/10 水酸化ナトリウム溶液

3-5-1 により調製し力価を標定し、これを F とする。

N/10 硫酸

濃硫酸 $3.0 \text{ m} \underline{0}$ を 1 0容メスフラスコにとり、水を加えて全量を 1 0とする。この液 $10 \text{ m} \underline{0}$ をとり、ブランスウィック指示薬を 用いて N/10 水酸化ナトリウム溶液で滴定し、その m0数を a と する。

ブランスウィック指示薬

メチル・レッド 0.2 g とメチレン・ブルー0.1 g を 95%(v/v) エチルアルコール 200 m 紀 次解する。

231-22-2 試験操作

検体約 0.5 g を精ひょうして 50 ml容ケルダールフラスコにとり、濃硫酸 10 ml 及び分解用触媒約 1 g を加えて、時々沸騰する程度に加熱し、内容が透明になるまで続ける。分解終了後冷却し少量の水で希釈した後、100 ml 容メスフラスコに移し、更に水を加えて全量を 100 ml とする。

その 10 ml を窒素蒸留装置にとる (Parnas-Wagner の装置を使用する)。 受器中に N/10 硫酸 10 ml 及びブランスウィック指示薬 2

231-16 全 室 素

231-16-1 試薬

分解用触媒

硫酸銅と硫酸カリウムを重量比1:9で混ぜ荒く砕く。

改正前

濃硫酸

水酸化ナトリウム飽和溶液

N/10 水酸化ナトリウム溶液

3-5-1 により調製し力価を標定し、これを F とする。

N/10 硫酸

濃硫酸 3.0 ml を 1.0 e 3.0 ml を 1.0 e 3.0 ml を 1.0 e 3.0 ml を $3.0 \text{$

ブランスウィック指示薬

メチル・レッド 0.2g とメチレン・ブルー0.1g を 95%(v/v) エチルアルコール 200 m0 に溶解する。

231-16-2 試験操作

検体約 0.5 g を精ひょうして 50 m0容ケルダールフラスコにとり、濃硫酸 10 m0 及び分解用触媒約 1 g を加えて、時々沸騰する程度に加熱し、内容が透明になるまで続ける。分解終了後冷却し少量の水で希釈した後、100 m0 容メスフラスコに移し、更に水を加えて全量を 100 m0 とする。

その 10 ml を窒素蒸留装置にとる (Parnas-Wagner の装置を使用する)。 受器中に N/10 硫酸 10 ml 及びブランスウィック指示薬 2

新 旧 対 照 表	
	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
~3 滴を入れて冷却管に接続した後、蒸留器中の硫酸分解液に水	~3 滴を入れて冷却管に接続した後、蒸留器中の硫酸分解液に <u>飽</u>
酸化ナトリウム <u>飽和</u> 溶液を加えて強アルカリ性とし、水蒸気蒸留	<u>和</u> 水酸化ナトリウム溶液を加えて強アルカリ性とし、水蒸気蒸留
する。	する。
留液が約 40 m0 となったならば受器を冷却管からはずし、更に	留液が約 40 ml となったならば受器を冷却管からはずし、更に
数 ml 留液をとり、冷却管の先端に付着している留液を受器中に洗	数 mQ 留液をとり、冷却管の先端に付着している留液を受器中に洗
い込み、N/10 水酸化ナトリウム溶液で緑色になるまで逆滴定する。	い込み、N/10 水酸化ナトリウム溶液で緑色になるまで逆滴定する。
その滴定値を b ml とすれば、全窒素量は次式によって求める。	その滴定値を b m0 とすれば、全窒素量は次式によって求める。
全窒素(%) = $\frac{(a-b) \times F \times 1.40}{\text{検体採取 g 数}}$	全窒素(%) = $\frac{(a-b) \times F \times 1.40}{\text{検体採取 g 数}}$
231-23 (省略)	231-17 (同左)
231- <u>24</u> 鉛	231- <u>18</u> 鉛
	231-4による。
231-25 (省略)	231-19 (同左)
231- <u>26</u> (省略)	231-20 (同左)

多糖類を主成分とするもの

231-21 (同左)

多糖類を主成分とするもの

231-27 (省略)

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
231- <u>28</u> アルギン酸、 <u>カラギナン</u>	231- <u>22</u> アルギン酸、 <u>カラギーナン</u>
水分	水分
検体約2gをあらかじめひょう量した磁性るつぼにとって精ひょう	検体約2gをあらかじめひょう量した磁性るつぼにとって精ひょう
し、110℃で3時間加熱乾燥後デシケーターに入れ室温まで放冷して再	し、110℃で3時間加熱乾燥後デシケーターに入れ室温まで放冷して再
び精ひょうし、次式により水分を算出する。	び精ひょうし、次式により水分を算出する。
水分 $\%(w/w) = (a-b)/a \times 100$	水分 $%(w/w) = (a-b)/a \times 100$
ただし、a は乾燥前の検体重量、b は乾燥後の検体重量である。	ただし、a は乾燥前の検体重量、b は乾燥後の検体重量である。
灰分	灰分
水分測定後のるつぼを電気炉に入れ 550~600℃で検体を完全に灰化	水分測定後のるつぼを電気炉に入れ550~600℃で検体を完全に灰化
し、デシケーターで室温まで放冷した後精ひょうし重量を c とすれば	し、デシケーターで室温まで放冷した後精ひょうし重量を c とすれば
灰分は次式で算出される。	灰分は次式で算出される。
灰分 %(w/w)=c/a×100	灰分 %(w/w)=c/a×100
次式により得られる値をアルギン酸・ <u>カラギナン</u> 量 %(w/w)とする。	次式により得られる値をアルギン酸・ <u>カラギーナン</u> 量 %(w/w)とする。
アルギン酸・ <u>カラギナン</u> 含量 %(w/w) = 100 - 水分 %(w/w) - 灰	アルギン酸・ <u>カラギーナン</u> 含量 %(w/w) = 100 - 水分 %(w/w) - 灰
分 %(w/w)	分 %(w/w)
231- <u>29</u> (省略)	231- <u>23</u> (同左)
231- <u>30</u> 鉛	231- <u>24</u> 鉛
231-4 による。 <u>ただし、検体約 1.6 g を精ひょうして試験を行う。</u>	231-4 による。
231-31 (省略)	231-25 (同左)
231-32 (省略)	231-26 (同左)

プロテアーゼを主成分とするもの

231-33 (省略)

231-34 力価(酸性プロテアーゼ)

231-34-1 (省略)

231-34-2 酵素液の調製

検体約1gを精ひょうし、遊離塩素を含まない水に溶かして100 m0とし、不溶物をろ紙でろ過し、酵素原液とする。測定にあたって更に $10\sim1,000$ 倍に希釈する。

231-34-3 試験操作

カゼイン溶液 $1.5 \, \text{ml}$ に pH $3.0 \, \text{のマッキルベイン緩衝液} 1.0 \, \text{ml}$ を加え、 $40 \, \text{℃}$ に予熱しておく。これに酵素液 $0.5 \, \text{ml}$ を加え、 $40 \, \text{℃}$ で $60 \, \text{分間反応させた後、TCA}$ 溶液 $3 \, \text{ml}$ を加えて反応を停止させ 沈殿をろ別する。

そのろ液 $1\,\text{ml}$ に炭酸ナトリウム溶液 $5\,\text{ml}$ とフェノール試薬 $1\,\text{ml}$ を加えて $40\,\text{C}$ で $30\,$ 分間の発色を行い、 $660\,$ nm の吸光度を測定する。

別に対照として酵素液を TCA 溶液の添加直前に加えて、以下上記と同様の操作を行い吸光度を測定する。

試験液と対照液との吸光度の差Eを求める。

得られた E からチロシン標準溶液を用いた検量線により生成チ

プロテアーゼを主成分とするもの

231-27 (同左)

231-28 力価(酸性プロテアーゼ)

231-28-1 (同左)

231-28-2 酵素液の調製

検体約 1g を精ひょうし、遊離塩素を含まない水に溶かして 100 m0 とし、不溶物をろ紙でろ過し、酵素原液とする。測定にあたってさらに $10\sim1,000$ 倍に希釈する。

231-28-3 試験操作

カゼイン溶液 $1.5 \, \text{ml}$ に pH $3.0 \, \text{のマッキルベイン緩衝液} 1.0 \, \text{ml}$ を加え、 $40 \, \text{℃}$ に予熱しておく。これに酵素液 $0.5 \, \text{ml}$ を加え、 $40 \, \text{℃}$ で $60 \, \text{分間反応させた後、TCA}$ 溶液 $3 \, \text{ml}$ を加えて反応を停止させ 沈殿をろ別する。

そのろ液 $1\,\text{ml}$ に炭酸ナトリウム溶液 $5\,\text{ml}$ とフェノール試薬 $1\,\text{ml}$ を加えて $40\,\text{C}$ で $30\,$ 分間の発色を行い、 $660\,$ nm の吸光度を測定する。

別に対照として酵素液を TCA 溶液の添加直前に加えて、以下上 記と同様の操作を行い吸光度を測定する。

試験液と対照液との吸光度の差Eを求める。

得られた E から検量線により生成チロシン量 y (μg)を求める。

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
ロシン量 y (μg)を求める。	
(注) E が 0.3 以上になると酵素力と E とが直線関係からはずれ	(注) E が 0.3 以上になると酵素力と E とが直線関係からはずれ
るので、Eが 0.3以下になるように酵素液を希釈する。	るので、Eが 0.3以下になるように酵素液を希釈する。
231- <u>34</u> -4 (省略)	231- <u>28</u> -4 (同左)
231-35 (省略)	231-29 (同左)
231- <u>36</u> 鉛	231- <u>30</u> 鉛
231-36-1 試薬	<u>231-4 による。</u>
<u>塩酸試液</u>	
塩酸(特級)25 m0に水を加えて100 m0とする。	
硫酸(特級)	
硫酸試液	
水81 m0に硫酸25 m0をかき混ぜながら徐々に加える。	
<u>硝酸(特級)</u>	
<u>硝酸試液</u>	
<u>硝酸1 m0に水を加えて100 m0とする。</u>	
<u>鉛標準溶液</u>	
<u>231-4-1による。</u>	
<u>クエン酸水素二アンモニウム試液</u>	
クエン酸水素二アンモニウム(特級)50 gに水を加えて溶かし、	
100 m0とする。	
アンモニア水(特級)	
ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム試液	
ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム(原子吸光分析	

用)3 gに水を加えて溶かし、100 m0とする。

酢酸ブチル(特級)

チモールブルー試液

<u>チモールブルー(特級)0.1 gを量り、95vo1%エタノール100 m0</u>を加えて溶かし、必要に応じてろ過する。

231-36-2 試験操作

検体約1.6gを精ひょうし、白金製、石英製若しくは磁製のるつぼ又は石英製のビーカーに入れ、穏やかに加熱して蒸発乾固させた後、硫酸試液を加えて試料全体を潤した後、徐々に温度を上げ、試料が炭化し、硫酸の白煙が発生しなくなるまで加熱する。必要があれば硫酸試液を更に加え、試料がほとんど炭化するまで加熱する。

なお、液体試料及び炭化しにくい試料等の場合には、硫酸試液 の代わりに硫酸を用いてもよい。また、試料が水溶液の場合には、 穏やかに加熱して蒸発乾固させた後に硫酸を加えて炭化してもよ い。

試料が炭化した後、容器に緩くふたをして電気炉に入れ、徐々に温度を上げて450~600℃で強熱して灰化する。炭化物が残る場合は、必要があればガラス棒で砕き、硫酸試液1 ml及び硝酸1 mlで潤し、白煙が発生しなくなるまで加熱した後、電気炉で強熱して完全に灰化する。残留物に塩酸試液10 mlを入れ、水浴上で加熱して蒸発乾固する。残留物に少量の硝酸試液を加え、加温して溶かし、冷却後、更に硝酸試液を加えて正確に10 mlとし検液とし、原子吸光光度計により、吸光度を測定する。試料中の鉛量(μg/g)

は、鉛標準溶液を用いた検量線から定量する。

<u>また、検液の調製において残留物が硝酸試液5 m0に溶けない場合は、次により試験を行う。</u>

検体約1.6gを精ひようし、白金製、石英製若しくは磁製のるつ ぼ又は石英製のビーカーに入れる。硫酸試液又は硫酸を加えて試 料全体を潤した後、徐々に温度を上げ、試料がほとんど炭化し、 硫酸の白煙が発生しなくなるまで加熱する。必要があれば硫酸試 液を更に加え、この操作を繰り返す。

なお、疎水性物質及び炭化しにくい試料等の場合には、穏やか に加熱して試料を融解させ、冷却後、硫酸試液又は硫酸を用いて 炭化してもよい。

容器にふたをして電気炉に入れ、徐々に温度を上げて450~600℃で強熱して灰化する。炭化物が残る場合は、必要があればガラス棒で砕き、硫酸試液1 m0及び硝酸1 m0で潤し、白煙が発生しなくなるまで加熱した後、電気炉で強熱して完全に灰化する。残留物に塩酸試液10 m0を入れ、水浴上で加熱して蒸発乾固する。その残留物に塩酸試液20 m0を入れ、容器を時計皿等で覆い、加温して溶かし、試料液とする。

おって、残留物が溶けない場合には、容器を時計皿等で覆い、5 分間沸騰させ、冷却後、試料液とする。

試料液にクエン酸水素ニアンモニウム試液10 mlを加える。指示薬としてチモールブルー試液1 mlを加え、アンモニア水を液の色が黄色から淡黄緑色に変わるまで加える。変色点が見にくい場合には、pH試験紙又はpH計を用いてpH8~9に調整する。この液を分液漏斗又は遠心管に移し、灰化容器を少量の水又は温水で洗い、

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
洗液を合わせる。沈殿が生じる場合には、更に水を加え約100 m0	
とする。ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム試液5 mlを	
加えて5分間放置し、酢酸ブチル10 m0を正確に加えて5分間振とう	
した後、放置又は遠心分離する。酢酸ブチル層をとり検液とし、	
原子吸光光度計により吸光度を測定する。試料中の鉛量 (μg/g)	
は、鉛標準溶液を用いた検量線から定量する。	
231-37 (省略)	231-31 (同左)
231-38 (省略)	231-32 (同左)
ペクチナーゼを主成分とするもの	ペクチナーゼを主成分とするもの
231-39 (省略)	231-33 (同左)
231- <u>40</u> 力価(ペクチナーゼの測定)	231- <u>34</u> 力価(ペクチナーゼの測定)
231- <u>40</u> -2 (省略)	231- <u>34</u> -2 (同左)
231- <u>40</u> -3 (省略)	231- <u>34</u> -3 (同左)
231-40-4 (省略)	231- <u>34</u> -4 (同左)
231-41 (省略)	231- <u>35</u> (同左)

(注)下線を付した箇所が改正部分である。

10~15 m2 を加え混合後、寒天を固化させる。これを 37℃で 48 時

改正後 改正前 231 - 42(同左) (省略) 231 - 36231-43 (省略) (同左) 231 - 37231-38 細菌数 231-44 生 菌 数 231-44-1 試薬 231-38-1 試薬 標準寒天培地 ペプトン-肉汁培地 トリプトン5.0g、酵母エキス2.5g、D-グルコース1.0g、寒 ペプトン 10 g、ブイヨン肉汁エキス 10 g と食塩 5 g を水道水 1 天15.0 g、水1,000 mlを混和し、121℃で15~20分間高圧蒸気滅菌 ℓに溶かし、pH 7.0 前後に調整後、寒天 10~15 g を加える。これ する。滅菌後のpHは、6.8~7.2とする。 を加熱溶解し、熱いうちにガーゼでろ過したものを綿栓付殺菌フ ラスコに分注し、加圧殺菌を行う。 リン酸緩衝液(pH 7.2) リン酸二水素カリウム (KH₂PO₄) 34 gを水約500 mlに溶かす。水 酸化ナトリウム(NaOH)40 gを量り、水を加えて溶かし、1,000 ml とした水酸化ナトリウム試液(1 mol/Q)を調製する。その水酸化ナ トリウム試液175 mlを加え、pH 7.1~7.3に調整し、水を加えて 1,000 mlとし、121℃で15~20分間高圧蒸気滅菌後、冷所で保存す る。 231-44-2 検体の調製 231-38-2 検体の調製 検体1.0 gを量り、リン酸緩衝液(pH 7.2)と混和して100 mlとす 検体1gを精ひょうし、99 ml の滅菌水中に懸濁する。この1 ml をとり、99 mlの滅菌水で希釈する。 る。 231-44-3 試験操作 231-38-3 試験操作 1 mlの試料液を無菌的にペトリ皿に分注する。これにあらかじ ペプトン肉汁寒天培地を加熱によって融解し、固まらないよう め45℃以下に保温した標準寒天培地15~20 m0を加えて混和する。 に保温する。検体 1 ml を滅菌済シャーレにとり、これに上記培地

寒天の固化後、35±1℃で48±2時間培養する。原則として、一平

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
板当たり250個以下の集落を持つ平板からの集落数の計測結果を	間培養し、コロニーを生成させる。コロニーを計数し、希釈倍率
用いて生菌(細菌及び真菌)数を算出する。多数の集落が出現する	を乗じて検体1g中の細菌数を求める。
ときは、最も希釈倍数の高い平板から得られる計測結果を用いて	
生菌(細菌及び真菌)数を算出する。	
二酸化ケイ素を主成分とするもの	二酸化ケイ素を主成分とするもの
231-45 (省略)	231-39 (同左)
231- <u>46</u> 鉄 分	231-40 鉄 分
231- <u>46</u> -1 試薬	231-40-1 試薬
N/2 無鉄塩酸	N/2 無鉄塩酸
塩酸(無鉄)45 m0を量り、水を加えて1,000 m0とする。	
鉄標準溶液(原子吸光用)	鉄標準溶液(原子吸光用)
231- <u>46</u> -2 (省略)	231-40-2 (同左)
<u>231-47</u> 鉛	<u>213</u> - <u>41</u> 鉛
231-47-1 試薬	<u>231-4 による。</u>
<u>231-36-1 による。</u>	
231-47-2 試験操作	
検体約2 gを精密に量り、塩酸試液20 m0を加え、時計皿等で覆	
い、時々かくはんしながら穏やかに15分間沸騰させる。この液を	
遠心分離して不溶物を沈降させ、上澄液をろ紙でろ過し、不溶物	

改正後 改正前 を除き、ろ紙上の残留物と容器を熱湯5 mQで洗い、洗液をろ液に 合わせて冷却後、試料液とする。 試料液にクエン酸水素二アンモニウム試液10 mlを加える。指示 薬としてチモールブルー試液1 mlを加え、アンモニア水を液の黄 色が淡黄緑色に変わるまで加える。変色点が見にくい場合には、 pH試験紙又はpH計を用いてpH8~9に調整する。冷却後、内容物を 分液漏斗又は遠心管に移し、容器を少量の水で洗い、洗液を合わ せ、約100 mlとする。 ピロリジンジチオカルバミン酸アンモニウム試液5 mlを加えて 5分間放置し、酢酸ブチル10 m0を正確に加えて5分間振とうした 後、放置又は遠心分離する。酢酸ブチル層をとり、原子吸光光度 計により吸光度を測定する。試料中の鉛量 (μg/g) は、鉛標準溶 液を用いた検量線から定量する。 231-48 ヒ 231-42 ヒ 素 231-5による。ただし、検体を105℃で2時間乾燥し、その1.5gを 231-5による。 量り、231-4-1 の塩酸試液 50 mlを加え、蒸発する水を補いながら水浴 上で時々振り混ぜて1時間加熱する。冷却後、ろ紙(5種C)でろ過し、 容器及びろ紙上の残留物を水で洗い、洗液をろ液に合わせる。更に水 を加えて100 mlとし、この液10 mlを正確に量りとって試料液とする。 231-49 (省略) 231-43 (同左)

改正後	改正前
ベントナイトを主成分とするもの	_(新設)
231-50 清澄効果231-1 による。	_(新設)
231-51 鉄 溶 出 231-3 による。	_(新設)_
231-52 鉛 231-4による。ただし、検体約 0.8 g を精ひょうして試験を行う。	
231-53 ヒ 素 231-5 による。	_(新設)
231-54 火 落 菌 231-6 による。	
その他のおり下げ剤	その他のおり下げ剤
231- <u>55</u> (省略)	231-44 (同左)
231- <u>56</u> (省略)	231-45 (同左)

改正後	改正前
231- <u>57</u> (省略)	231-46 (同左)
231-58 ヒ 素 231-5 によるが、物品の特性に応じた試験法を採用することに留意する。	231- <u>47</u> ヒ 素 231-5による。
231- <u>59</u> (省略)	231-48 (同左)
酒質保全	酒 質 保 全
ウレアーゼを主成分とするもの	ウレアーゼを主成分とするもの
231-60 (省略)	231-49 (同左)
231-61 (省略)	231- <u>50</u> (同左)
231- <u>62</u> 鉛 231- <u>36</u> による。	231- <u>51</u> 鉛 231- <u>4</u> による。
231-63 (省略)	231- <u>52</u> (同左)
231-64 (省略)	231- <u>53</u> (同左)

-t th	(注)ト線を付した箇所か改止部分である。
改正後	改正前
酸化防止、酒質保全、再発酵防止、酸度調整又は酒質矯正	酸化防止、酒質保全、再発酵防止、酸度調整又は酒質矯正
既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製 剤	既存添加物名簿に掲載されている指定告示物品又はこれらを使用した製 剤
231-65 (省略)	231- <u>54</u> (同左)
231-66 (省略)	231- <u>55</u> (同左)
231-67 (省略)	231- <u>56</u> (同左)
231-68 鉛	231-57 鉛
231-36によるが、物品の特性に応じた試験法を採用することに留意する。また、成分規格値に対応した量の検体を秤取して試験を行う。	231- <u>4</u> による。
231-69 ヒ 素 231-5 によるが、物品の特性に応じた試験法を採用することに留意する。	231- <u>58</u> ヒ 素 231-5 による。
231-70 (省略)	231- <u>59</u> (同左)

	(注)下線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
上記以外の長官指定告示物品 231-71 規格基準	上記以外の長官指定告示物品 231-60 規格基準
食品添加物公定書の成分規格・保存基準各条に合致するか判定する。	食品衛生法規格基準により、食品、添加物等の規格基準・保存基準各 条に合致するか判定する。
副	副 剤
長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品	長官指定告示物品の機能を安定的かつ効果的に発揮させるために共存させる必要最小限度の物品
231-72 (省略)	231-61 (同左)
231-73 (省略)	231-62 (同左)
231-74 鉛 食品添加物公定書の方法によるが、物品の特性に応じた試験法を採 用することに留意する。また、成分規格値に対応した量の検体を秤取 して試験を行う。	231- <u>63</u> 鉛 <u>231-4による。</u>
231-75 (省略)	231- <u>64</u> (同左)

	(注)ト線を付した箇所が改正部分である。
改正後	改正前
231- <u>76</u> (省略)	231-65 (同左)